

学術調査報告書

2008年4月12日

(フリガナ)	オオタ ユウスケ	入学年度	2006年度
申請者名	太田 悠介	学年	3

研究題目	アルジェリア戦争をめぐる暴力論の研究
主任指導教員	西谷 修

(1) 学術調査の目的

今回の学術調査の目的の前提として、報告者が現在取り組んでいる研究課題とその方向性についてまずは簡略に説明したい。報告者は、アルジェリア戦争をめぐるかつて交わされた、そして今も交わされつつある様々な言説、議論を考察するという課題に取り組んでいる。

アルジェリア戦争をできるだけ一般的に共有しうるようなかたちで簡潔に定義しようとするならば、それは1954年から1962年にかけて起こったフランスとそのフランスからの独立を求めるアルジェリアの間の戦争と暫定的には定義することができるだろう。しかし、ここで留意すべきなのは——このことは、後で今回の学術調査を踏まえた考察として述べるように、アルジェリア戦争の定義そのものに深く関わる問題であるが——アルジェリア戦争以前に現在のアルジェリアに直接つながるような何らかの実体としてのアルジェリアが存在していたとは言い切れないという点である。もちろん、現在のアルジェリアという国家が自らの正統性を確保すべく、アルジェリア戦争以前の民族、文化、宗教などの様々な要素を動員し、戦争以前のそれらの諸要素と政権との連続性を見出そうとしているように、アルジェリア戦争以前と以後の連続性に着目することも可能であるが、むしろ重要なのは、アルジェリア戦争を経て今の主権国家アルジェリアが形成されたこと、アルジェリア戦争こそ今のアルジェリアを生んだ決定的な要因と見ることであるように思われる。フランスの現代史において、特にこのアルジェリア戦争に着目して取り上げることに意義があるとすれば、まさにこの意味においてである。この戦争は、戦争に関与する主権国家の双方が

交戦権を有する通常の戦争とは異なり、戦争の一方の主体（フランス）だけが主権国家としての体裁を備えているのに対し、他方（アルジェリア）がそうではないという絶対的な非対称関係に特徴づけられた戦争であった。こうした特殊な戦争形態を理解することなしには、そこから生まれたアルジェリアという現在の国家についてもまたおそらく理解できないであろう。

さらに一歩踏み込んで言えば、従来の主権国家間の戦争と比較すると絶対的な非対称関係に特徴づけられた特殊な戦争形態であったはずのこのアルジェリア戦争が、実は特に冷戦の終結以降顕著になりつつある新たな戦争形態をすでに先取りしていたとさえも言えるのではないだろうか。現代のグローバルな世界的内戦状態においてたびたび見受けられる、介入、先制攻撃などの論理が可能となるためには、それを実行する側とその対象となる側との間に圧倒的な非対象関係があることがひとつの条件となる。こうした状況の問題性をアルジェリア戦争はすでに集約的に体現していたと言うことが、この戦争を分析することで、可能になるのではないだろうか。

このような意味において、アルジェリア戦争に見られる問題性、この戦争をめぐる様々な言説を検討の対象とすることは、現代の政治的な正統性の問題の思想的、理論的な背景を洗い出すことへとつながっていくと考えられる。今回報告者が今回の学術調査を実施する際に持っていたのは、このような問題関心である。

(2) 調査実施地および期間

フランスのパリを調査実施地とし、具体的にはパリ第 8 大学を用務地として設定して活動した。調査期間は 2008 年 3 月 11 日（火）から 2008 年 3 月 31 日（月）までで、移動に要した日を含めて計 20 日間であった。

(3) 学術調査の具体的な実施内容

(1) の今回の学術調査の目的で明らかにしたように、報告者の現在の課題はアルジェリア

戦争の思想的、理論的な位置づけを試みることである。それゆえに、今回の学術調査においては、やや特殊な手法ではあるが、国立図書館などでの資料の収集、書店での図書の購入などと並行して、思想的、理論的な作業を重視し、調査期間の3週間弱の間パリ第8大学の哲学科の学部、修士課程、博士課程の授業にできるかぎり出席した。

具体的には、アラン・ブロッサ (Alain Brossat) 教授が修士課程、博士課程の学生向けに開いている授業、セミナー等を中心としてパリ第8大学に週4回程度足を運んだ。当初はダニエル・ベンサイード (Daniel Bensaid) 教授の授業にも複数回出席する予定であったが、ベンサイード教授の健康上の理由で、出席する予定だった4回のうち3回ほど休講になることが出発直前になって判明したため、最終的には学部生向け及び修士課程の学生向けの授業を各1回ずつ受講することしかできなかった。そのため、ベンサイード教授の授業に関しては、部分的に理解しただけにとどまってしまった。それに対して、ブロッサ教授が行っていた授業および主催していたセミナーに関しては、複数回出席することができたため、比較的良好に理解することができた。

したがって、ここでは、報告者が理解できた限りでの授業の内容の一部について簡単に記したい。ブロッサ教授は、生への権利 (droit à la vie/right to the life) という概念を用いながら、この概念に関係する様々な事象を説明し、現代世界の生のあり方そのものの変容、この権利を媒介として浮かび上がってくる世界の再編について論じていた。この生への権利という概念は、死刑の廃止、終末ケア、遺伝子操作など、生を延長し、増強しようとする全ての試みを包含する概念として提示される。もちろん、一方ではこれらの試みは人々が積極的に要求することで実現されるのであるが、他方では、それは同時に全般的な生の管理にもつながることになる。このあらゆる形態における生の微細な管理という言説が支配的な言説となり、かつそれが権利として実現されていくというのが、授業の概要であった。この生への権利という言説の特徴は、あらゆる生の様態を対象にする限りにおいて、基本的に際限なく広がっていく点に特徴がある。ブロッサ教授が用いていたひとつの興味深い例は、犬や猫などのペット専用のレスキューチームがアメリカにあり、盛んに利用されているというものであった。この例が明らかにしているのは、生への権利に見受けられるあらゆる生への強い感受性によって、動物と人間との境目すらも曖昧なものとなっているということであるという。

ブロッサ教授はアルジェリア戦争に関する論文をいくつか書いていることもあり、講義

とは別に、報告者が現在取り組んでいるテーマについて今回貴重なアドバイスをいただく機会を得た。それは具体的には、以下の学術調査に基づく考察の項目で詳しく述べるオリヴィエ・ル・クール・グランメゾン (Olivier Le Cour Grandmaison) の近年のアルジェリア戦争をめぐる研究の意義を中心としたアドバイスであった。アルジェリア戦争研究にはこの戦争を専門とする実証主義に基づいた歴史家による膨大な充実した蓄積があるが、それとは別に思想的なアプローチを試みた研究として注目されるのが、ル・クール・グランメゾンの研究であるという。フランス本土とはまったく異なる法制度や戦争の手法が地中海の向こう側のアルジェリアで発明され、実施されていたこと、そしてそのことが1962年以降どのように受容され、あるいは隠蔽されたのかということ、さらにはその部分的で偏りのある受容と隠蔽のメカニズムがいかに形成されたのかということ、これらを明示的に問題化したのが彼の研究のひとつの成果であるというのがブロッサ教授の判断であった。

ブロッサ教授の授業内容と現在報告者が取り組んでいるテーマとの研究テーマとのあいだにはもちろん直接的な関係は見出せないが、具体的な事象を扱いつつ、そこで作用している言説を特に問題として取り扱うという一貫した基本的な姿勢については、学ぶところが多かったと言える。というのも、以下の考察で述べるように、報告者のテーマの方向性もまた、アルジェリア戦争という具体的な事柄を対象としながらも、この戦争をめぐる言説の次元に着目するというものだからである。具体的な事実を軽視することなく、しかしながら、その事実がどういう言説によって整理され、編成され、意味づけられるのかという点に焦点を合わせて論じていくという手法のひとつのモデル・ケースとして授業を聴講できたのが、テーマに関する細かなアドバイスをいただくことができたのと同様に、授業に出席することで得ることができた成果であった。

(4) 学術調査の結果およびそれに基づく考察など

以下では今回の学術調査を踏まえた報告者の現時点での考察について述べたい。未だにきちんと整理されているとはいいがたいが、今後のための予備的な考察として、アルジェリア戦争の思想的な位置づけについて、あるいはアルジェリア戦争を語るということその行為そのものが置かれている位相について、ここでは説明する。

アルジェリア戦争を1962年の終結以降特徴づけてきたのは、何よりもまず忘却であった。この戦争の記憶の抑圧ゆえに、フランス社会全体が一致して認めうるようなアルジェリア戦争像というものが形成されてこなかった。しかし、パリ警察による弾圧による死者・行方不明者200人を超えた1961年10月17日のアルジェリア人労働者を中心としたデモの実態が、当時警察長官だったモーリス・パポン（Maurice Papon）に対して1997年から始まった「別の事件に関する」裁判で次第に明らかになったこと、アルジェリア戦争に参加し、フランス側に捕らえられて拷問を受けたアルジェリア女性による証言が2000年の『ル・モンド』紙上で報道されたことなどをきっかけとして、この戦争を再考する動きが広範に広がりつつある（「別の事件」とは、パポンが第2次世界大戦中にヴィシー政権下でユダヤ人の収容所への移送を担っていた事実のことであり、この件に関してパポンは1997年に始まった裁判で人道に対する罪に問われた。後に記述するように、ヴィシー政権下でのこの事件とアルジェリア戦争中に起こった1961年10月17日の事件との間の関係が、アルジェリア戦争について考えるうえで、ひとつの重要な鍵となる。その意味では、この二つの事件をそれぞれ「別の事件」として互いにまったく無関係に扱うことはできない）。しかし、この戦争の意味を問い、この戦争を反省的に捉えなおそうという機運があるにもかかわらず、この戦争の遂行主体であったフランス国家の姿勢は依然としてかたくなままたとどまっている。というのも、アルジェリア戦争期の拷問などを含む戦争犯罪を認知することは、現在の共和制の根幹を揺さぶることになりかねないからである。このことは人道に対する罪がアルジェリア戦争期の出来事に適用されうるかという問題と密接に関係している。

第2次大戦期のヴィシー政権下でのユダヤ人迫害はすでに公的に認知され、パポンを含む実際にそれに関与した幾人かの人物が人道に対する罪に問われている。実はヴィシー政権下でのユダヤ人迫害を共和制が認めえたのには理由がある。それは、戦争中のヴィシー政権と戦後の共和制の間には断絶が存在するという建て前があるからである。この建て前にしたがえば、ヴィシー政権下での犯罪を追及したとしても、現行の共和制には何ら影響を与えないという論理が一応は成立しうる。

しかし、アルジェリア戦争期の拷問などを含む戦争犯罪が人道に対する罪の適用の対象となれば、そうはいかない。というのも、アルジェリア戦争期の政権と現在の政権の間にははっきりとした連続性が見て取れるからである。第4共和制が倒れ、現行の第5共和制が成立したのは他でもないまさしくアルジェリア戦争の最中であった。この戦争期の戦争

犯罪を人道に対する罪で裁くことは、現行の第 5 共和制の正統性を揺るがすことにつながりかねない。人道に対する罪を犯したヴィシー政権との断絶を強調して自らがこの罪と無縁であるとし、そうしたヴィシー政権を打倒したという点に自らの正統性の根拠を見出す共和制にとっては、共和制においてヴィシー政権と同様に人道に対する罪に該当する出来事があったことを認めることは到底できない。

その意味で、ヴィシー政権下でユダヤ人の収容所への移送と第 2 次大戦後の共和制の下で死者・行方不明者 200 人以上を数えた 1961 年 10 月 17 日のアルジェリア人によるデモへの弾圧とのいずれの事件にも中心人物として関わりながら、前者に関してだけ人道に対する罪を問われたパポンのケースは、この政府の立場を端的に示唆していると見ることができるだろう(1)。

このように、ヴィシー政権下でのユダヤ人迫害が人道に対する罪に当たるとされ、アルジェリア戦争期の戦争犯罪はそうではないというこの大きな落差から、この戦争をめぐるひとつの重要な争点が導かれる。すなわち、アルジェリア戦争の核心にせまることは——その当然の帰結ではあるが——必然的にこの戦争を遂行したフランス国家との対峙につながるということである。アルジェリア戦争とはそもそも何であったのかというこの戦争の意味を問おうとするならば、何よりもまずこのことが争点となる。こうした認識はアルジェリア戦争を論じる多くの論者に共通の見解である。

ル・クール・グランメゾン、アルジェリア戦争のまさしくこの戦争という言葉そのもの、この戦争の定義それ自体を取り上げつつ、この問題に触れている(2)。アルジェリア戦争を総力戦と定義してその特質を明らかにしようとしているル・クール・グランメゾンは、この戦争の記憶をめぐって働いている「アルジェリア戦争」という言葉に隠された政治性を明らかにしている。以下では彼の論理に依拠しながらこの隠れた政治性について説明する。

ル・クール・グランメゾンによれば、「アルジェリア戦争」という言葉それ自体にすでに作為があるのであって、この言葉自体にこの戦争をどう理解し、解釈するかという核心に触れる問題が含まれているという。1999 年 10 月 18 日にアルジェリア戦争の存在を公式に認める法律がフランスの議会で可決されるまでの間、実はこの戦争には名前がなかった。それゆえに、1954 年から 1962 年の間にアルジェリアで起こったことは、ただ単に「アルジェリア事件」という婉曲な言葉で形容されるだけに過ぎなかった。この「アルジェリア事

件」という隠語のおかげで、政府、政治家のみならず歴史家から一般の人々にいたるまで多くの人々が、この約 8 年にも及ぶ戦闘の凄惨な実態を直視することを回避するというまやかしを享受することができたのであった。公的な言説によってこのように規定されたアルジェリア戦争像は、そういうものとして社会的にも幅広く受け入れられてきた。前述したように、こうした経緯があったために、この戦争を特徴づけていたのは、何よりもまず記憶の抑圧だったのである。

では、1999 年に初めて公式に「アルジェリア戦争」の存在が認められた結果、状況が変わり、アルジェリア戦争の現実が直視されるようになったのだろうか。ル・クール・グランメゾンによれば、事態はそれほど単純ではなかった。実は、この呼称が採用されることで、状況は改善されるどころか、また新たなかたちの否認が生まれたにすぎなかったという。この戦争の実情は、通常の戦争法規の枠外で遂行された戦闘員と市民との区別のない非正規戦であり、そこでは虐殺、裁判抜きでの処刑、拷問、行方不明、住民の大規模な強制移住といった政策が常態化していた。ル・クール・グランメゾンはこうした特徴を有する非正規の戦争を指して総力戦と呼ぶ⁽³⁾。戦争それ自体の存在はもはや否定できなくなると、次なる狙いとは総力戦（*guerre totale/total war*）であったとの事実を打ち消すことになった。あらゆる戦争は、それは戦争である以上、それをまじかに見ればどうしても汚い側面があるものだという一般論によって、アルジェリア戦争の凄惨な戦闘という本来なら着目されるべきこの戦争の重要な一側面が隠蔽される。ル・クール・グランメゾンによれば、戦争という語の採用によって、アルジェリア戦争の特殊性を「戦争」一般のカテゴリーへと解消するという「出来事の凡庸化」が行なわれたのだという。この「出来事の凡庸化」を可能にするのは次のような三段論法である。すなわち、確かにアルジェリア戦争は凄惨な戦争であったかもしれないが、しかし、あらゆる戦争にはそうした側面はつきものであるのだから、したがって 1954 年から 1962 年の間に起こったこともまたそうした通常の「戦争」の一種であったのであり、ただその繰り返しに過ぎないのであって、とりわけこの戦争に着目する必要もないし、ましてや研究の対象になどなりえない、という三段論法である。ここで機能しているのは認識のレベルにおける問題の矮小化、凡庸化の戦略であると言えるだろう。そしてこの陳腐化のプロセスによって、多くの人々の知的かつ政治的な逃避が可能になる。

このとき彼が依拠しているのは、ハンナ・アーレント（Hannah Arendt）が『全体主義の

起原』を中心として展開した主張である。すなわち、収容所が絶滅のために運営されているという事実はほんの一部の者だけが知ることを許された秘密であるとされていたが、同時に逆説的にもこの事実が収容所の外に漏れるのをナチスはいとわなかったという主張である。彼女によれば、極秘事項とされていたのにもかかわらず、ナチスが外部に絶滅収容所の実態が漏れるのを気かけなかったのは、彼らが、仮に部外者がこの事実を聞いたとしても、その事実そのものが受け入れがたく、人間の常識を傷つけるために、結局誰もそれを信じることはないだろうとふんでいたからだという。既存の認識の枠組みそのものを破壊するような事態が起きると、それを直視せずに目を背けようとしたり、実際にはそこに収まりきれないのが明らかであるにもかかわらず、既存の認識のうちに還元するだけで満足しようとしたりする。

ル・クール・グランメゾンはこのアーレントの主張を借用し、「アルジェリア戦争」という名称が可能にしたのは、通常の戦争形態に止まらない手法で遂行されたこの戦闘を、通常の戦争法規を尊重する従来の国家間戦争の枠組みへと回収したことであると述べている。通常の主権国家間の正規戦の場合には、戦争法規などによって戦争捕虜の保護、民間人と戦闘員との区別など一定程度のルールが尊重される。しかし、ル・クール・グランメゾンが総力戦という言葉で表現したように、アルジェリア戦争はこうした正規戦とは全く異なる様相を呈した。それらの従来の正規戦であれば尊重されたであろう戦争法規が、アルジェリア戦争は正規戦ではなく、「アルジェリア事件」であるという理由で、完全に無視されたのである。隠されたのはこの事実であり、この事実が、アルジェリア戦争が互いに対等な地位を享受する主権国家としてのフランスとアルジェリアの間のあたかも正規戦であったかのように、粉飾されたのである。したがって、ここでは前述したような「1954年から1962年にかけて起こったフランスとそのフランスからの独立を求めるアルジェリアの間の戦争」という冒頭の(1)の学術調査の目的の項目で提示した一般的な定義そのものが、議論の俎上に上がることになる。この一般的な定義によって隠蔽されるもの、それをル・クール・グランメゾンは取り出そうとしている。フランス社会において共有されたイメージとしてアルジェリア戦争が未だ受容される段階にないのは、ル・クール・グランメゾンがここで指摘しているように、そもそもアルジェリア戦争の定義が定まっていないからなのである。そして、繰り返しになるが、この定義をめぐる解釈の争いに参入している重要なアクターが、フランス国家そのものに他ならない。

ここまで、アルジェリア戦争という言葉そのものに内在する政治性とそこから由来するこの戦争の記憶の受容におけるバイアス、問題性を指摘するル・クール・グランメゾンのアルジェリア戦争論について説明してきた。実は、アルジェリア戦争という言葉、その定義がこの戦争の本質を理解するうえで鍵になるという認識は、ル・クール・グランメゾンだけに限定されるものではない。たとえば、バンジャマン・ストーラ (Benjamin Stora) やアラン・ルシオ (Alain Ruscio) などもル・クール・グランメゾンと同様にこの点に着目している。

ル・クール・グランメゾンは、「アルジェリア事件」という語彙が、戦争が終結したとりわけ 62 年以降の戦後の記憶の抑圧のために果たした役割を強調しているが、ストーラやルシオは実際に戦闘が起こっていた 1954 年から 62 年の間に、それがいかなる事態が進行しつつあるのかを認識するのを妨げていたという点を特に強調する。つまり、一方ではル・クール・グランメゾンが指摘するように、この戦争を「アルジェリア事件」と形容することで、現実の隠蔽がなされたのであるが、他方でストーラやルシオは、この言葉が障害となって現実をきちんと把握できなかったという側面も見逃すことができないという点に注意を促す。

ストーラは、1954 年以降戦闘が次第にエスカレートしてゆき、大量の兵士が動員されるようになり、その余波が地中海の向こう側のみならず、フランス本土にも及ぶようになったにもかかわらず、結局アルジェリア戦争という言葉が用いられることがなかったという点を指摘している(4)。彼によれば、戦争が拡大してゆく事実を隠すために「警察活動」、「治安維持作戦」、「軍事作戦」など次々にその呼称は変化したが、そのようにこの戦争を呼び習わす人々の意識は次のような点で共通していたという。つまり、「アルジェリア事件」は「アルジェリア戦争」と言うほどには重大な出来事なのではなく、所詮はフランスの「南部」の一部の「分離主義者」による「反乱」であるという意識である(5)。前述したように、戦闘において相手を自らと同等の立場にあるとみなさないこうした意識が、ル・クール・グランメゾンがいみじくも指摘したような、総力戦の形態へとつながってゆく。

ルシオもまたストーラと同様に、「アルジェリア事件」という言葉に寄りかかって状況を過小評価していたことが障害となり、この認識の甘さが拷問などを含む総力戦的な傾向の一般化の原因のひとつとなったと指摘する。彼は当時支配的だったメンタリティを次のように読み解く。

「征服は完了し、『平定』は確実なものとなって、(闇の統治から領土全体を解放するという) 自らの『責務』を心底まで叩き込まれた植民地フランスは、成功の過程にあると確信し、その結果を誇らしく思っている。『原住民大衆』の異議申し立ては不可能であり、彼らはフランスに対して感謝している。彼らは『フランスの平和』を享受するが、それは過去の不正や悲惨と対比しうるものだ。それでもなお、もし、抗議運動があるとすれば、その運動は、調和を脅かすのに疑わしい利益を見出す『外国』に操られた『首謀者たち』によって、そそのかされたものである。したがって当然のこととして、これらの混乱の扇動者は取るに足らない一部を代表しているにすぎない。それゆえに、弾圧は民衆に対する野蛮さの表れに変わるのではなく、異常分子、住民の(政治的かつ社会的な) 残滓に対する自己防衛活動へと変わる。拷問はこの論証の自然な帰結である。」(6)

ルシオによれば、「平定」や「責務」といった観念に頼り、「アルジェリア事件」という語彙によって事態を過小評価し、異議申し立てをするのはあくまで外国勢力に操られた反乱分子にすぎないという誤解があるために、拷問が許容されてしまう。戦闘が次第に拡大しているという事実を否定することに執拗にこだわるがゆえに、逆説的にもかえってル・クール・グランメゾンが言うような総力戦的な手法が必要になってくる。

ル・クール・グランメゾンは、「アルジェリア事件」、「アルジェリア戦争」という語彙が用いられることで、戦闘の実態が隠蔽されるという側面を指摘していたが、ストーラ、ルシオは「アルジェリア事件」という呼称に固執にするという認識の甘さが、戦闘の実態を見えなくさせていたという側面を指摘している。それぞれが微妙に異なる側面からアルジェリア戦争に光を当てようとしているが、いずれの論者においても、拷問に代表されるような従来の主権国家間の正規戦とは異なるアルジェリア戦争の特異性について論じようとする姿勢においては、共通点があると言えるだろう。

ここまで、ル・クール・グランメゾン、ストーラ、ルシオの3人の論者の主張を概観しつつ、アルジェリア戦争が実はそもそも「フランスとアルジェリアとの間の戦争」という一般的な定義からはみ出す戦争であるという点にこの戦争の特異性があるのではないかという可能性について考えてみた。この戦争は互いに対等な立場を享受する主権国家同士の正規戦の枠組みでは捉えられないのではないか、そこに還元しきれずそこからこぼれ落ちるものにこそこの戦争の本質があるのではないかというのが、現在までの時点における報告者の暫定的な仮説である。

- (1) Olivier Le Cour Grandmaison, (dir.), *Le 17 octobre 1961 : un crime d'État à Paris*, Paris, La Dispute, 2001.
- (2) Le Cour Grandmaison, « La guerre d'Algérie et nous », in : *Lignes*, n°9, oct. 2002, pp. 195-204.
- (3) Le Cour Grandmaison, *Coloniser. Exterminer : sur la guerre et l'État colonial*, Paris, Fayard, 2005.
- (4) Benjamin Stora, *La Gangrène et l'oubli : la mémoire de la guerre d'Algérie*, Paris, La Découverte, 1991, pp. 13-24.
- (5) Stora, *Histoire de la guerre d'Algérie(1954-1962)*, Paris, La Découverte, coll. « Repères », 2001.
- (6) Alain Ruscio, « Du Tonkin à l'Alger, des violences de détail », in : *Le Monde diplomatique*, jui. 2001.

(5) 調査地・文書館建物などの写真

パリ第八大学

